

## ～あなたの「熱意」と「アイデア」を ふるさとに注いでみませんか～

### 農山村活力向上モデル事業

県では農山村活力向上モデル事業のモデル集落を公募します。  
“高齢化等により、集落の活気がなくなってきたので、元気をつけたい。”  
“アイデアはあるけど、後押しして欲しい。”……こんなときは県がお手伝いします。

■**応募資格**:集落自治会や地域住民で組織する任意団体、NPO法人、JAや森林組合などの団体、農業生産法人、民間企業など

※個人の応募は除きます。

■**公募件数**:3件(秋田県内)

■**事業の実施期間**:1年間

■**実践経費の支援額**:上限120万円/件

■**応募方法等**

詳しいお問合せは:仙北市企画政策課まで TEL(43)1112

■**公募期間**:4月1日～4月30日

■**審査(対象集落・団体の選定)**:

県が設置する審査会で内容審査し、選定します。

### 常設人権相談所 (人権擁護委員が常駐する時間)

秋田地方法務局人権擁護課  
月～金(祝・休日を除く)、9時～16時

**人権・いじめホットライン**  
TEL018(862)6533

**子どもの人権110番**  
TEL0120(007)110

**女性の人権ホットライン**  
TEL0570(070)810

秋田地方法務局大曲支局  
火曜日(祝・休日を除く)、9時～16時

TEL0187(63)2100

秋田地方法務局人権擁護課では、毎週火・木曜日、10:00～14:30まで、子どもの人権専門員が常駐しています。

### 介護保険事務所からのお知らせ

## 平成21年度からの介護保険料が決定しました

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、65歳以上の人(第1号被保険者)が負担する介護保険料を決めることになっています。

これにより、平成20年度に「第4期介護保険事業計画」を策定し、平成21年度からの新たな保険料額が決まりました。

平成21年度から23年度までの保険料基準額は月額4,580円になります。(H18～H20年度の基準額:3,990円)

保険料基準額(月額)

**4,580円**

### 【保険料上昇の主な要因】

(その1) 介護保険施設や在宅サービスの充実、サービス利用者の増等に伴う介護給付費の増加

平成18年度～平成20年度 約329億円 ⇒ 平成21年度～平成23年度 約384億円(見込み)

(その2) 介護保険制度改正による65歳以上の人への介護保険給付費の負担割合の増加

平成18年度～平成20年度 給付費の19% ⇒ 平成21年度～平成23年度 給付費の20%

(その3) 介護報酬の増額改定 ⇒ 3%のアップ

### 【第1号被保険者の介護保険料】

| 段階   | 区分(平成21年度の住民税課税状況)                        | 保険料(年額) |          |
|------|-------------------------------------------|---------|----------|
| 第1段階 | 住民税非課税世帯で生活保護受給者か老齢福祉年金受給者                | 27,480円 | 基準額×0.5  |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下   | 27,480円 | 基準額×0.5  |
| 第3段階 | 住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える | 41,220円 | 基準額×0.75 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税で世帯内に課税者がいる                      | 54,960円 | 基準額      |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満                   | 68,700円 | 基準額×1.25 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上                   | 82,440円 | 基準額×1.5  |

※介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度であり、介護保険料はこの制度を支える大切な財源です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】 ☎014-0805 大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所 仙北庁舎内3階)  
介護保険事務所 TEL 0187(86)3911